

政策企画調査官等の設置に関する規程を次のように定める。

平成 26 年 1 月 日  
特定個人情報保護委員会訓令第 号

### 政策企画調査官等の設置に関する規程

(総則)

第 1 条 特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の事務局の内部組織については、委員会事務局総務課内部組織規程（平成 26 年特定個人情報保護委員会訓令第 1 号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(政策企画調査官)

第 2 条 事務局総務課に、政策企画調査官を置くことができる。

- 2 政策企画調査官は、命を受けて、課の所掌に係る特定事項の企画に係る調査及び分析に関する事務を行う。
- 3 政策企画調査官は、非常勤とする。

(政策調査員及び上席政策調査員)

第 3 条 事務局総務課に、政策調査員を置くことができる。

- 2 政策調査員は、命を受けて、課の所掌に係る専門的事項の調査及び分析に関する事務に従事する。
- 3 政策調査員のうち高度な専門的事項の調査及び分析に従事する特定の者を上席政策調査員として命ずることができる。
- 4 政策調査員は、非常勤とする。

(技術調査員及び上席技術調査員)

第 4 条 事務局総務課に、技術調査員を置くことができる。

- 2 技術調査員は、命を受けて、課の所掌に係る技術に関する専門的事項についての調査及び分析に従事する。
- 3 技術調査員のうち高度な専門的事項の調査及び分析に従事する特定の者を上席技術調査員として命ずることができる。
- 4 技術調査員は、非常勤とする。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 日から施行する。